

平成30年度 ブロック塀等撤去費補助

公共施設の敷地・道路に面するもの **上限10万円**

通学路に面するもの **上限15万円**

注意！必ず工事に取り掛かる前に申請手続きを行ってください。

【対象となるブロック塀等】 次のいずれにも該当するもの

- 地盤面からの高さが1 m以上
- コンクリートブロック、レンガ、大谷石等の組積造の塀

【対象となる工事】 次のいずれにも該当するもの

- 公共施設の敷地、道路、通学路※に面するブロック塀の撤去工事
- 平成31年2月末までに撤去が完了する工事

※対象となる公共施設、道路、通学路は建築課へお問い合わせください

【補助金額】

【公共施設の敷地・道路】… 上限10万円（撤去費※の2分の1）

【通学路】… 上限15万円（撤去費※の4分の3）

撤去費※ ブロック塀等の撤去費（見積額）と1mあたり1万円のいずれか少ない額により算出します。

例) ブロック塀の 長さ16m 撤去費(見積額)20万円 通学路以外の道路の場合

① 1mあたりの撤去費 1万円 $16\text{m} \times 1\text{万円} = 16\text{万円}$

1万円/mにより算出16万円

撤去費(見積額)により算出20万円

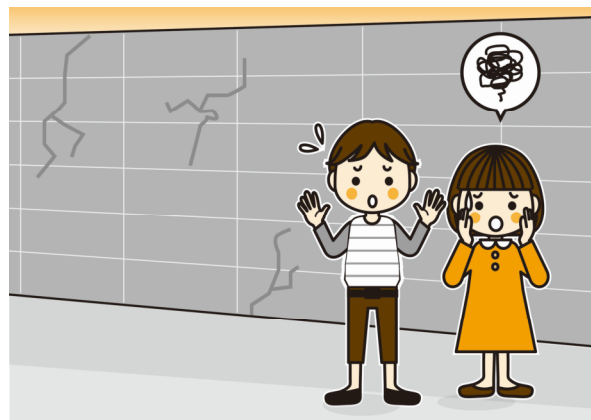
少ないほうの金額により、撤去費は16万円

② 補助金は対象撤去費の2分の1なので $16\text{万円} \times 1/2 = 8\text{万円}$

よって受け取れる補助金は 8万円 となります

【申請に必要な書類】

- 交付申請書
- 位置図
- 撤去工事の内容（ブロック塀等の延長、高さ等）を表した図面等
- 現場写真（ブロック塀等の延長、高さ等がわかるもの）
- 撤去工事の費用がわかる見積書



補助金申請の流れ

交付申請

※必ず工事に取り掛かる前に申請してください。



書類審査後、市から補助金等交付決定通知書を発行します。

工事着手

交付決定通知を受けてから、申請書の内容に基づいて工事を行ってください。



工事完了

工事は平成31年2月末までに完了する必要があります。

実績報告書提出

工事完了後、すみやかに実績報告書を提出してください。



●報告に必要な書類●

- 実績報告書
- 契約書又は請書の写し
- 領収書の写し
- 撤去後の全景写真

補助金額の確定



補助金交付

書類審査後、市から指定口座へ補助金を振り込みます。

工事を途中で中止した場合や、工事が期限内に完了できなかった場合には、補助金を交付できないことがありますのでご注意ください。

※注意事項

- ・申請額が予算額を超えた時点で受付を終了します。
- ・申請後、撤去する際にブロック塀でないと判明した場合は、申請を取り下げてください。
- ・フェンス等新設の補助金はありません。
- ・生垣設置の補助については公園緑地課にお問い合わせください。
- ・申請用紙の様式・補助の詳細は安城市建築課HPをご覧ください。



お問い合わせ・ご相談は、建築課 建築指導係(電話71-2241)までお願いします。